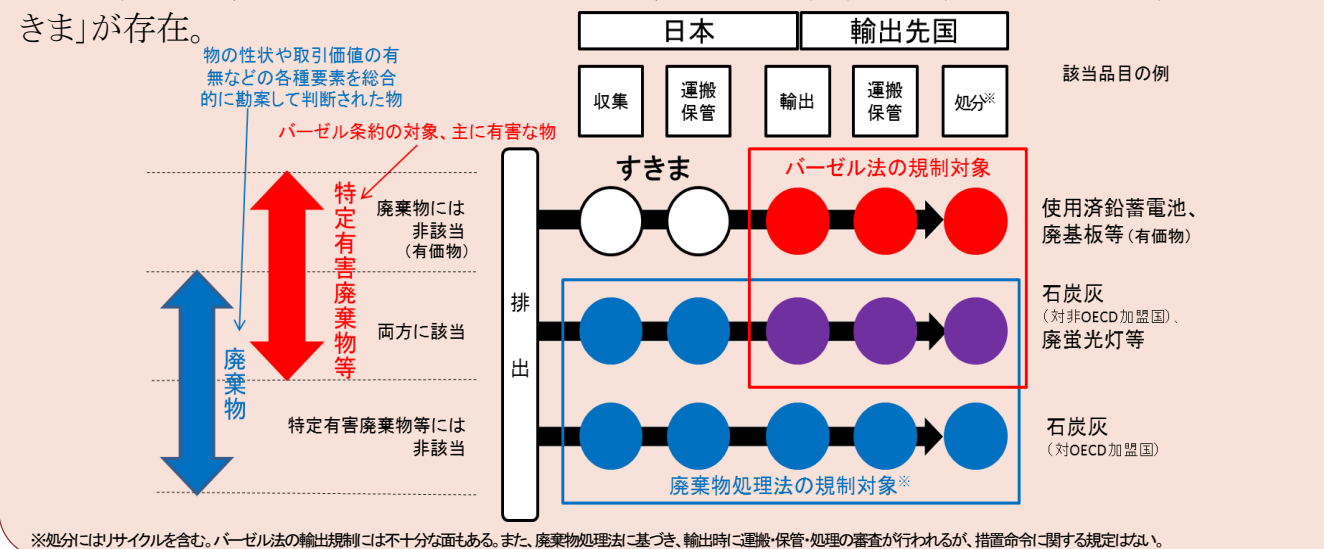


はじめに

○越境移動の活発化に対応し、欧州等ではダイナミックかつ戦略的に国内制度を見直している。
○しかしながら、我が国はバーゼル法について制定以来20年以上にわたって大きな見直しを行っていない中で、環境及び経済をめぐる多くの問題が顕在化。

1. 廃棄物等の越境移動管理に関する制度の概要

○廃棄物等の越境移動は、バーゼル条約に基づき国際的に規制。
○我が国は廃棄物処理法とバーゼル法で廃棄物等の越境移動を管理しているが、規制の「すきま」が存在。



2. 廃棄物等の越境移動の現状と近年生じている主な問題

①使用済家電等の越境移動に伴い懸念される環境汚染：

有害物質を含む使用済家電等が混入した金属スクラップ（雑品スクラップ）等が、国内でリサイクルされず、不適正に海外へ流出。有害物による国内外での環境汚染に懸念。しかしながら、廃棄物該当性の判断が困難であり、取締りに限界。

②国内で処理されるべき廃棄物等の海外流出（鉛蓄電池等）：

有害物質を含む使用済鉛蓄電池等の海外輸出が進行。この結果、国内の適正なリサイクル処理施設の維持が困難。

③バーゼル条約に基づくシップバック等の実施に係る問題：

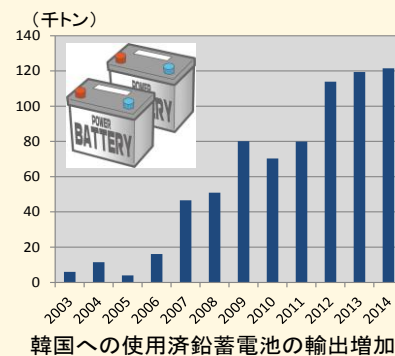
我が国から輸出された使用済電気電子機器や雑品スクラップの返送（シップバック）要請が頻発。外国政府との調整が難航するケースも。

④電子部品スクラップ等の輸入手続上の問題：

金属リサイクル目的の電子部品スクラップの輸入について、我が国で手続に時間がかかるため、諸外国に比べて競争条件上の不利。



雑品スクラップに混入していたエアコン等



韓国への使用済鉛蓄電池の輸出増加



我が国への輸入のニーズが高い電子部品

3. 廃棄物等の越境移動に関する基本的考え方等

○廃棄物等の潜在的な汚染性と資源性に着目し、前者の顕在化を抑え、後者の顕在化を推進。

4. 廃棄物等の越境移動管理の基本的枠組みに関する論点（今後の対応の方向）

【現行国内法の基本的枠組みと課題】

◆廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」の解消（問題①及び②への対応）：

バーゼル法は輸出入時の水際規制が中心であり、その実効性には限界。廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」を埋めることで有害廃棄物等の不適正な越境移動を防止するため、大きく次の2つの方法を検討。

①廃棄物処理法で、使用済家電等のように廃棄物該当性の判断が困難な物に対しても廃棄物処理法の一定の規定を適用することによって、国内での管理を適正化（左図の青枠を上を広げる）

②バーゼル法で、上流に遡って国内での管理を適正化（左図の赤枠を左を広げる）

5. 廃棄物等の越境移動に関する個別論点（主な今後の対応の方向）

【輸出をめぐる主な論点】

◆取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現（問題①への対応）：

客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することで、取締りの実効性を確保。

◆バーゼル法における国内処理原則の具体化（問題②への対応）：

有害物は国内でなるべく処理するとの原則に基づいた輸出審査基準等を整備することで、使用済鉛蓄電池等の国内での継続的・安定的なリサイクル処理を確保。

◆措置命令等の迅速な実施の確保（問題③への対応）：

外国政府からシップバック要請があった場合に迅速に措置命令等を発することができるようにすることで、シップバックの迅速な実施を確保し、外国政府との調整を円滑化。

◆廃棄物該当性の明確化等を通じた輸出の円滑化

輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の可否を迅速に判断できるようにし、事業者負担を軽減。

【輸入をめぐる主な論点】

◆我が国に廃棄物等が不法輸入された場合のシップバック手続の整備：

我が国がシップバック要請する場合にも迅速な対応ができるようにし、事業者負担を軽減。

◆環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入手続の簡素化（問題④への対応）：

電子部品スクラップのように、輸入で特段の問題が生じていない特定有害廃棄物等について、輸入手続を簡素化し、諸外国と対等な競争条件を確保。

【その他の論点】

◆事前相談の在り方の見直し：行政サービスの内容を改善することで、事業者の負担を軽減。

◆試験研究目的での輸出手続の整備：試験研究目的での輸出入を円滑化し、技術開発を支援。

おわりに

○我が国の制度は、欧州と比較して、既に顕在化しつつある問題に対処しうる根本的な仕組みが欠けている。
○我が国で顕在化している環境及び経済の問題を解決するため、迅速に最大限の対策を講ずることを強く期待。